

## 静岡県障害者就労応援団登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者雇用実績のある事業所を「静岡県障害者就労応援団」(以下「応援団」という。)として募集・登録し、応援団による障害者雇用を検討している事業所及び障害者就労支援機関、障害福祉サービス事業者等を支援する仕組みを構築することにより、障害者雇用の促進及びふじのくに福産品(授産品)の販売促進に資するものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号によるものとする。

- (1) 事業所 県内に存在し、事業活動を行っている者をいう。(国及び地方公共団体を除く。)
- (2) 障害者就労支援機関 障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所をいう。
- (3) 障害福祉サービス事業者 障害者自立支援法第5条に定める障害福祉サービスを行う事業者をいう。

(応援団活動内容)

第3条 応援団は、次のいずれかの活動を行う。

- (1) 職場見学を希望する事業所の受入れ
- (2) 職場実習を希望する障害者就労支援機関に属する障害のある人の受入れ
- (3) 障害者雇用を検討している事業所からの相談に対する助言
- (4) ふじのくに福産品(授産品)の販売促進、品質等に関する障害福祉サービス事業者からの相談に対する助言
- (5) ふじのくに福産品(授産品)の事業所内等での展示・頒布会の開催
- (6) 県が実施する障害者雇用促進セミナーに対する講師派遣
- (7) 県が実施する障害者雇用企業見学会での職場見学の受入れ

(登録要件)

第4条 県は、前条の応援団活動内容のいずれかに協力することを表明する事業所のうち、下記の要件を満たす事業所を登録するものとする。

- (1) 障害者雇用状況報告書の提出義務のある企業については、過去3年間、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下、「法」という。)第37条第2項に規定する対象障害者である労働者の数が、法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上であること。
- (2) 障害者雇用状況報告書の提出義務のない企業については、過去3年間、1人以上障害のある人を雇用していること。

(申込み)

第5条 前条の登録を受けようとする事業所は、静岡県障害者就労応援団登録申込書(様式1)に以下の確認書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 障害者雇用状況報告書の提出義務のある企業については、ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し(直近の6月1日現在の雇用状況がわかるもの)

- (2) 障害者雇用状況報告書の提出義務のない企業については、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写し（1人分）
- 2 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写しの提出にあたっては、使用目的を障害のある人本人に伝え、承諾を得るものとする。
  - 3 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写しについては、プライバシー保護の観点から、顔写真、障害名をマスキングした上で提出するものとする。
  - 4 障害のある人の確認にあたっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（平成17年11月4日付け厚生労働省職業安定局長通知）に従い、適正な把握、確認に努めるものとする。

（登録等）

第6条 知事は、申込内容を確認の上登録を決定し、当該事業所（以下「登録事業所」という。）に静岡県障害者就労応援団登録証を交付する。

- 2 登録事業所は、登録内容に変更があった場合、速やかに静岡県障害者就労応援団登録変更届（様式2）を提出しなければならない。
- 3 登録事業所は、登録後、登録要件を満たさなくなった場合又は登録を辞退しようとする場合は、静岡県障害者就労応援団登録抹消届（様式3）を提出するとともに、静岡県障害者就労応援団登録証を返納するものとする。

（県の支援）

第7条 知事は、登録事業所に対し、次の支援を行う。

- (1) 県のホームページにおいて登録事業所を公表すること等により、県民に応援団である旨を周知する。
- (2) 登録事業所は、広告、商品パッケージ等に静岡県障害者就労応援団である旨を表示することができる。
- (3) 登録事業所は、「障害者雇用企業に対する優遇制度における登録に関する要綱」（平成16年6月14日施行）に規定する県の指名競争入札及び随意契約等における優遇を受けることができる。

（登録の抹消）

第8条 知事は、登録事業所が、法令に違反した場合、その他登録事業所として適当でなくなったと認められる場合に、登録を抹消することができる。

- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消した企業については、当該抹消日から起算して、1年間は登録を行わないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月4日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。